

二戸市総合法令管理システム維持管理業務プロポーザル審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、二戸市総合法令管理システム維持管理業務について、公募型プロポーザル方式による業者選定を厳正かつ公平に行うため、プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 実施要領(評価項目、評価基準及び配点を含む。)の作成に関すること。
- (2) プレゼンテーション審査及び受託候補者の選定に関すること。
- (3) その他審査の実施に関し必要な事務

(組織)

第3条 審査委員会は、委員5名をもって組織する。

- 2 審査委員会の委員は、市民部長、教育部長、総務課長、情報企画課長、総合政策課政策推進係長とする。
- 3 審査委員会には、委員長を置き、市民部長がこれに当たる。
- 4 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、随時に関係者を審査委員会に出席させ、その意見を求めることができる。
- 6 委員長に事故等があるときには、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、この要綱の施行の日から最終審査結果の公表終了後最初の業務委託契約締結の日までとする。

(会議)

第5条 審査委員会の設立及び実施要領の作成に関する会議は事務局が招集する。

- 2 審査に関する会議は、委員長が招集する。
- 3 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。

(審査)

第6条 委員は、事務局から審査の依頼を受けた場合は、その内容を審査し、事務局へ結果を報告する。

- 2 審査は提出された企画提案書等を基に、プレゼンテーションを実施する。
- 3 プレゼンテーションは委員に対し行うものとする。
- 4 審査の評点を合計した結果(以下「最終審査結果」という。)が最も高い得点となった事業者を特定し、受託候補者として選定する。

(委員等の責務)

第7条 委員は、公募型プロポーザル方式の参加者に対していかなる援助も行ってはならない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 審査委員会の事務局は、総務課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月6日から施行する。